

2023 年 12 月 8 日

各 位

株式会社宮崎太陽銀行

## 証券取引にかかる約款・規定の改定について

株式会社宮崎太陽銀行（頭取 林田 洋二）は、2024 年 1 月からの新 N I S A 制度開始に伴い、証券取引にかかる約款・規定を改定いたします。

### 記

#### 1. 改定する約款・規定

- ①「証券総合取引約款・規定集」に掲載の各約款・規定
  - ◇ 証券総合取引規定
  - ◇ 「積立投信プラン」取扱規定
  - ◇ 特定口座約款
  - ◇ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款
- ② 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

#### 2. 改定内容

添付の約款・規定をご確認ください

#### 3. 改定日

2024 年 1 月 1 日（月）

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

営業統括部 資産運用サポートグループ（フリーダイヤル 0120-88-6254）  
または、各営業店窓口にお問い合わせください。

証券総合取引  
約款・規定集



## 証券総合取引規定

### 第1条（規定の趣旨）

この規定は、投資信託および公共債（以下総称して「有価証券」といいます。）の取引について、お客様と株式会社宮崎太陽銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。この規定に別段の定めがないときには、「証券振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資約款」「積立投信プラン取扱規定」「特定口座約款」「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」によるものとし、また、

### 第2条（総合取引の利用）

お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定に係る取引（この規定において「総合取引」と総称します。）をご利用いただけます。

- ① 証券振替決済口座管理規定
- ② 投資信託累積投資約款
- ③ 「積立投信プラン」取扱規定
- ④ 特定口座約款（個人のお客様が対象）
- ⑤ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款（個人のお客様が対象）

2 総合取引を行うときには、お客様は投資信託説明書（交付目論見書）及び契約締結前交付書面（以下「目論見書等」という。）、この規定および前条各号に掲げる約款・規定の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において行うこととします。

3 お客様が総合取引において取引できる有価証券は、当行が定めるもの（以下「取扱商品」といいます。）に限ります。取扱商品以外の商品の取引は一切できません。

### 第3条（総合取引の申込方法等）

お客様は、「証券総合取引申込書兼証券振替決済口座開設申込書（以下「総合取引申込書」といいます。）等当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行の本・支店（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって総合取引を申込むものとし、当行が承諾した場合に限り、証券総合取引口座を開設し総合取引を開始することができます。

2 前項の申込書に押印するお届出印は、原則として、次条に定める指定預金口座のお届出印と同一の印鑑としていただきます。

3 当行は、お客様が総合取引を申込む際には、お客様に運転免許証、住民票の写し、印鑑登録証明書等の本人確認書類を提示いただき、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定により取引時確認をさせていただきます。

### 第4条（指定預金口座）

お客様が総合取引の申込みをされる場合には、前条第1項に係る取扱店と同一の取扱店におけるお客様名義の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）を同時に指定していただきます。指定預金口座は、普通預金口座または当座預金口座とします。

2 総合取引に係る有価証券の買付代金の決済は指定預金口座を通じた方法によるものとし、

3 総合取引に係る有価証券の換金代金、利子、収益分配金および償還金、還付金等は、原則として所定の費用等を差し引き指定預金口座に入金させていただきます。この場合、その都度の受領書の受入れは不要とします。また、振込に係る手数料は当行にて負担します。

4 当行は、第1項による預金口座の指定があったときは、速やかに「指定預金口座ご確認のお願い」を送付しますので、記載内容を充分にご確認ください。万一記載内容に相違があるときは速やかに当行にお申し出ください。

5 前項の「指定預金口座ご確認のお願い」を当行が送付後1週間は、お客様から振込請求を受けなくても指定預金口座への振込ができないことがあります。

6 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の用紙によって届け出ていただきます。変更申込み後の取扱いは、前五項に準じて行うものとし、

### 第5条（届出事項）

お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、証券振替決済口座を開設するとき、個人番号または法人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係

法令が定める場合に、お客様の個人番号または法人番号（以下「共通番号」といいます。）を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行っていただきます。

2 「証券総合取引申込書」に捺印された印影および記載された氏名または名称、住所、生年月日、共通番号、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届けの氏名または名称、住所、生年月日、共通番号、印鑑等とします（お届けいただいた印鑑を、以下「お届け印」といいます。）。)

3 当行が届出のあった名称、住所あてに総合取引に関する通知を行いたまはその他の送付書類を発送した場合は、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとして取扱います。

### 第6条（届出事項の変更）

お届け印を失ったとき、またはお届け印、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑登録証明書」「戸籍抄本」「住民票の写し」「共通番号」等の書類をご提出願うことがあります。

2 前項により届出があった場合、当行は、所定の手続きを完了した後でなければ、証券振替決済口座管理規定第1条に規定される振替決済口座で管理される有価証券の振替または換金、契約の解約のご請求には応じません。この間相当の期間を置き、また保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもってお届け印、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

### 第7条（成年後見人等の届出等）

家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。

2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。

3 すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出てください。

4 前三項の届出について、届出事項に取消しまたは変更（第1項の成年後見人等の地位や権限、行為能力の変動を含みます）が生じた場合にも同様に届け出てください。

5 前四項の届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がない限り、当行は責任を負いません。

### 第8条（反社会的勢力との取引拒絶）

総合取引は、第15条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、同条第3項各号のいずれかに該当する場合には、当行は総合取引をお断りするものとし、

### 第9条（買付の申込み）

お客様が有価証券の買付を申込む場合には、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、取扱店に提出ください。原則、買付代金等は買付申込みと同時にお支払いください。なお、申込時に受領した金銭に対しては付利しません。

2 目論見書等により、申込不可とされている日には買付の申込みができません。また、金融商品取引所等における取引の停止・外国為替取引の停止・その他やむを得ない事由があるときは、目論見書等に従って買付の申込みの受付が中止され、すでに受けた申込みが取り消されることがあります。

3 当行は、お客様から有価証券の買付の申込みがあった場合には、目論見書等の記載するところ（記載がない事項については当行所定の方法）により、遅滞なく当該有価証券の買付を行います。

4 買付する有価証券の買付価額は、目論見書等に定められた価額とします。この場合、手数料は当行の定めるところによりします。

5 当行は第3項により買付けられた有価証券については、証券振替決済口座で管理します。

### 第10条（換金の申込み）

お客様が有価証券の換金を申込む場合には、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、取扱店に提出ください。ただし、商品によっては換金できない期間があるものもあります。

2 目論見書等において、申込不可とされている日には換金の申込みができません。また、金融商品取引所などにおける取引の停止・外国為替取引の停止その他やむを得ない事由があるときは、目論見書等に従って換金の申込みの受付が中止され、すでに受付

けた申込みが取り消されることがあります。

3 当行は、お客様から有価証券の換金の申込みがあった場合には、目論見書等の記載するところ（記載がない事項については当行所定の方法）により、遅滞なく当該有価証券の換金を行います。

4 換金する有価証券の換金価額は、目論見書等に定められた価額とします。

5 換金代金は、商品ごとに定められた受渡日に、所定の費用等を差し引き、指定預金口座に入金させていただきます。

### 第11条（スイッチングの申込み）

スイッチング（乗換）とは、投資信託の換金代金をもって他の投資信託の買付代金（手数料および諸費用を含みます。）とし、換金の申込みと買付の申込みを同時に行うことをいいます。

2 スwitchingの注文ができる投資信託は、当行が定める投資信託に限ります。

3 スwitchingの申込みを受けた時は、当行は換金代金から買付に係る手数料および諸費用等を差し引いた金額をもって、買付を行う投資信託の買付代金に充当します。

4 お客様が換金した投資信託の換金代金を当行が受領するまでの間、当行がお客様に代わって支払った買付代金をお客様に請求することがあります。

5 スwitchingの申込後の基準価額の変動その他の理由により、換金代金が最低購入金額未満または最低購入口数未満となるときは、投資信託の購入は行わず換金代金を指定預金口座に入金します。

6 その他スswitchingの手続きは、本規定の定めに従って取扱います。

### 第12条（利金・収益分配金・償還金）

証券振替決済口座で管理されている有価証券の利金、収益分配金および償還金は、原則として当行がお客様に代わって受領し、所定の費用等を差し引き、あらかじめ定められた方法により指定預金口座へ自動的に入金します（累積投資約款の規定により収益分配金が再投資される場合を除きます。）。)

2 前項の場合に、当行が諸法令および慣行等により手数料・税金および諸費用等を徴収された場合は、お客様の負担として利金・収益分配金・償還金等から差し引きます。

### 第13条（取引残高報告等の送付）

証券総合取引の申込みをされ、証券振替決済口座に有価証券の残高があるお客様には、原則として3か月ごとに取引残高報告書を送付します。ただし、証券振替決済口座に有価証券の残高はあるものの1年以上取引がないお客様には、年1回以上送付します。

2 前項にかかわらず、お客様が取引の都度取引残高報告書の交付を受けることを当行にご請求されたときは、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付するものとし、

3 前二項の取引残高報告書には、お客様が対象期間に取引された有価証券の約定年月日、受渡年月日、購入または解約等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受渡金額などが記載されています。

4 取引残高報告書等の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに取引残高報告書等に記載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書等の到着後、15日以内にご連絡がなかった場合、当行は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取扱わせていただきます。

5 当行は、第1項にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの取引残高報告書に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより取引残高報告書の送付を行わないことがあります。

### 第14条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害についてはその責を負いません。

- ① 第6条第1項による変更があった場合で、変更の届出の前に生じた損害
- ② 所定の申込書、依頼書、諸届その他の書類（以下「申込書等」といいます。）に使用された印影（または署名）をお届け印（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて有価証券の振替または換金、金銭の支払

い、その他の取扱いをしたうえで、当該申込書等について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

③ 申込書等中使用された印影（または署名）がお届け印（または署名鑑）と相違するため、有価証券の振替または換金、金銭の支払い、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害

④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、有価証券の注文の執行、振替または換金、金銭の支払い、その他の取扱いが遅延し、または不能となった場合に生じた損害

⑤ 前号の事由により有価証券の記録が滅失等した場合、または換金代金、利金、収益分配金、償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害

⑥ 証券振替決済口座管理規定第 15 条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

#### 第 15 条（総合取引の解約）

お客様は、総合取引をいつでも解約することができます。なお当行に対する解約のお申し出は、当行所定の書面によることとします。

2 前項のほか、お客様が以下の事由に該当した場合においても、当行は総合取引を解約することができます。また、証券振替決済口座管理規定第 4 条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、お客様の有価証券を他の口座管理機関へ振替ください。証券振替決済口座管理規定第 6 条において定める振替を行えない場合は、当該有価証券を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、当該解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ① お客様が当行所定の手続きに従い証券振替決済口座の解約をお申し出になったとき
- ② お客様が所定の手数料を支払わないとき
- ③ お客様に相続の開始があったとき
- ④ お客様が第 17 条に規定されるこの規定等の変更に同意されないとき
- ⑤ 証券振替決済口座におけるお客様の有価証券の残高が一定期間ないとき
- ⑥ やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき

3 前二項のほか、お客様または代理人が次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、当行は総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、総合取引を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客様の有価証券については振替または換金の手続きを行います。なお、当該解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① お客様が当行との取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- イ 暴力的な要求行為
- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または

暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

ホ その他イからニに準ずる行為

4 前二項による有価証券の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、有価証券の償還金、換金代金、利金および収益分配金などの預り金があるときは、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちににお支払いください。

#### 第 16 条（換金時の取扱い）

前条に基づき、証券振替決済口座で管理されている有価証券を換金するに当たっては、当行の定める方法により、お客様の指示に従って、換金を行ったうえ、金銭によりお返しします。

#### 第 17 条（個人情報等の取扱い）

米国政府および日本政府からの要請により、当行は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があるときと当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、共通番号、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の交付をもって、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることおよび提供に必要なお客様の情報（米国納税者番号等）を開示することについてお客様が同意していただいたものとして取り扱います。

- (1) 米国における納税義務のある個人、法人またはその他の組織
- (2) 米国における納税義務のある個人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- (3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条および第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

#### 第 18 条（この規定等の変更）

この規定および第 2 条各号に定める約款・規定（以下「規定等」といいます。）は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、または日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要かつ相当な事由が生じたときに、民法 548 条の 4 の規定（定型約款の変更）に基づき改定（付随的な事柄や手続に係わる事項は除きます。）されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、店頭表示、インターネットその他の相当な方法により周知します。

#### 第 19 条（合意管轄）

お客様と当行との間のこの規定等に関する訴訟については、宮崎地方裁判所もしくは宮崎簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

以上

## 証券振替決済口座管理規定

#### 第 1 条（規定の趣旨）

この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う有価証券に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）を株式会社宮崎太陽銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

2 この規定に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより国債については日本銀行、一般債及び投資信託については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）を指します。なお一般債とは、当行が取扱う公共債のうち、国債以外のものをいいます。

#### 第 2 条（証券振替決済口座）

証券振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 証券振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、国債については種別および内訳区分、一般債および投資信託については内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを

別に設けて開設します。

3 当行は、お客様が有価証券についての権利を有するものに限り証券振替決済口座に記載または記録します。

#### 第 3 条（証券振替決済口座の開設）

証券振替決済口座の開設に当たっては、証券総合取引規定第 3 条第 1 項に規定される、当行所定の「総合取引申込書」によりお申込みいただきます。

2 当行は、お客様から前項による証券振替決済口座開設のお申込みを受けこれを承諾したときは、遅滞なく証券振替決済口座を開設しお客様にその旨を連絡いたします。

3 証券振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則および振替機関が講ずる必要な措置並びに振替機関が定める振替機関の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

#### 第 4 条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとします。

2 この契約は、お客様または当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

#### 第 5 条（振替の申請）

お客様は、証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他振替機関が定めるもの
- ③ 公共債の償還期日および利子支払期日の前営業日に振替を行うもの
- ④ 利金および収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑤ 投資信託の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑥ 投資信託の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑦ 投資信託の販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）

ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ホ 償還日

ヘ 償還日翌営業日

⑧ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により振替を受付けられないもの

2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その 10 営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入のうえ、署名捺印し提出してください。

- ① 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき有価証券の銘柄および金額または数量
- ② お客様の証券振替決済口座において減少の

記載または記録がされるのが、国債については種別および内訳区分、一般債および投資信託については保有口か質権口かの別

③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称

④ 振替先口座において増加の記載または記録がされるのが、国債については種別および内訳区分、一般債および投資信託については保有口か質権口かの別

⑤ 振替を行う日

3 前項第1号の金額または数量は、公共債においてはその最低額面金額の整数倍、投資信託においては1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、証券振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の証券振替決済口座」として提示してください。

5 当行に有価証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに有価証券の振替の申請があったものとして取扱います。

第6条（他の口座管理機関への振替）

当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座振替機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当行は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当行で有価証券を受入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。質権の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等。）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。

第7条（担保の設定）

お客様の有価証券について担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合振替機関が定めるところに従い当行所定の手続きによる振替処理により行います。

第8条（みなし抹消申請または抹消申請の委任）

証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券について、償還またはお客様の請求による解約もしくは当行に買取を請求される場合には、国債においては振替法に基づく抹消の申請があったものとみなし、一般債および投資信託においては、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わって手続きさせていただきます。

第9条（償還金、換金代金、収益分配金、利金の代理受領等）

証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還および定時償還を含みます。以下同じ。）、換金代金および収益分配金並びに利金の支払いがあるときは、次のとおり取扱います。

① 一般債等の換金代金または利子の支払いがあるときは、当行がお客様に代ってこれを受領し、指定預金口座に入金します。

② 証券振替決済口座に記載または記録されている振込国債の償還金・換金代金および利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代って日本銀行からこれを受領し、指定預金口座に入金します。

③ 投資信託の換金代金および収益分配金の支払いがあるときは、受託銀行からこれを受領し、指定預金口座に入金します。

第10条（お客様への連絡事項）

当行は、有価証券について、次の事項をお客様に通知します。

① 償還期限（償還期限がある場合に限りです。）  
② 残高照合のための報告  
③ お客様に対して振替機関から通知された事項

2 前項の残高照合のための報告は、有価証券の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以

上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。

第11条（口座管理料）

当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2 当行は、前項の場合、買取代金または換金代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、公共債の償還金、利金または換金代金等、投資信託の償還金、換金代金、収益分配金の支払いの請求には応じないことがあります。

第12条（当行の連帯保証義務）

振替機関または野村信託銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証します。

① 有価証券の振替手続きを行った際、振替機関または野村信託銀行において、誤記帳等により本来の金額または数量より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた有価証券の超過分（有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、換金代金、収益分配金および利金の支払いをする義務

② その他、振替機関または野村信託銀行において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第13条（振替機関において取扱う有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

当行は、振替機関において取扱う有価証券のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄については取扱いません。

2 当行は、当行における有価証券の取扱いについて、お客様から問い合わせがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第14条（解約等）

この契約は、証券総合取引規定第15条第1項または第2項、第3項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。

第15条（緊急措置）

法令の定めるところにより有価証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第16条（その他）

この規定に別段の定めがないときは、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款・規定によるものとします。

申込みを行うことができます。

第3条（契約の申込方法）

お客様が、累積投資取引を開始するときは、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することにより契約を申込みものとし、当行が承諾した場合に限り契約を締結することができます。

2 当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちにお客様の「累積投資口座」を開設します。

第4条（個別累積投資取引の申込方法）

お客様が、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、前条規定の契約を締結したうえで、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、当行に提出することにより申込みものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。

2 累積投資取引のうち投資信託の定時定額購入取引の申込方法等については「積立投信プラン」取扱規定」によるものとします。

第5条（金銭の払込み）

お客様は、この契約に係る投資信託の買付にあてるため（第8条に定める収益分配金の再投資に係る買付を除きます。）、投資信託説明書（交付目論見書）に記載のある買付単位の金銭を払込むものとします。

第6条（買付方法、時期および価額）

当行は、お客様からこの契約に係る投資信託の買付の申込みがあったときは、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款・規定および投資信託説明書（交付目論見書）の定めるところにより、当該投資信託の買付を行います。

2 前項の買付価額は、投資信託説明書（交付目論見書）の定める価額とします。

3 買付された投資信託の所有権およびその収益分配金または元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客様に帰属するものとします。

第7条（この契約に係る投資信託の管理）

この契約に係る投資信託は、証券振替決済口座に記載または記録して管理します。

第8条（収益分配金の再投資）

この契約に係る投資信託の収益分配金は、お客様に代わって当行が受領のうえ、所定の税金等を差し引いた後、その全額をもって投資信託説明書（交付目論見書）に定めるところに従い遅滞なく当該投資信託を買付けます。この場合、買付の手数料は無料といたします。

2 お客様はいつでも前項の買付の中止を、当行所定の書面に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、当行に提出することにより申し出ることができます。その場合、それ以後の収益分配金については指定預金口座に入金します。ただし、日々決算型の投資信託については、収益分配金の再投資を中止することはできません。

第9条（換金または振替）

当行は、この契約に係る投資信託について、お客様から換金の申込みを受けたときは、当該投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）の定めるところに従って換金したうえ、その代金をお客様の指定預金口座に入金します。

2 クロージド期間のある投資信託についての当該クロージド期間中の換金の申込みについては、当該投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）に定める事由に該当する場合に限り換金の取扱いをします。

3 お客様が、この契約に係る投資信託を他の金融商品取引業者等への振替を希望される場合には、証券振替決済口座管理規定第6条の規定に従って振替の手続きをするものとします。

第10条（解約）

この契約は、証券総合取引規定第15条第1項または第2項、第3項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

① お客様から契約の解約のお申し出があったとき

② 当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき

③ この契約に係る投資信託が償還されたとき

2 この契約が解約されたときには、当行は累積投資口座で管理中の金銭については指定預金口座に入金するとともに、証券振替決済口座で管理されているこの契約に係る投資信託についてはお客様の指示に従いお取扱いたします。

以上

## 「積立投信プラン」取扱規定

### 第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客様と株式会社宮崎太陽銀行（以下「当行」といいます。）との投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の定時定額購入取引（名称「積立投信プラン」といいます。）に関する取決めです。

お客様は、積立投信プラン（以下「本サービス」といいます。）の内容を十分に理解し、お客様の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

2 この規定に別段の定めがないときは、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款・規定、本サービスの対象となる投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）によるものとします。

### 第2条（定時定額購入取引）

定時定額購入取引とは、累積投資取引のうちあらかじめ指定いただいた日（以下「振替指定日」といいます。）に、お客様があらかじめ指定する金額（以下「振替金額」といいます。）を、証券総合取引規定第4条第1項に規定するお客様の指定預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）から引落し、お客様があらかじめ指定する投資信託を買付ける取引をいいます。

2 本サービスによって買付できる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。

3 お客様は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付の申込みを行うものとします（指定された銘柄を、以下「指定銘柄」といいます。）。なお、お客様が当行の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款（以下、「当該約款」といいます。）」に基づいて、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定で行う取引（以下、「つみたて投資枠」といいます。）で買付けできる投資信託の銘柄、および特定非課税管理勘定で行う取引（以下、「成長投資枠」といいます。）で買付けできる投資信託の銘柄については、当行ホームページに掲載する銘柄のみを指定銘柄とすることができます。

### 第3条（申込方法）

本サービスを申込みされる場合、お客様は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行の本・支店または出張所（以下「取扱店」といいます。）に提出し、当行が承諾した場合に本サービスを利用できます。

2 申込みに当たっては、あらかじめ投資信託累積投資約款第3条による累積投資契約を締結し、累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに開設済みであるときはこの限りではありません。

### 第4条（申込内容の変更・中止）

お客様は、所定の手続きによって当行に申し出ることにより、契約内容の変更・中止を行うことができます。

2 申込内容の変更・中止は、次回買付予定日の9営業日前までとします。

### 第5条（購入金額の引落し）

当行は、振替指定日に、振替金額を、指定預金口座から引落し、指定銘柄の買付を行います。この場合、普通預金規定にかかわらず払戻請求書の提出は不要とします。

2 振替指定日が銀行休業日にあたる場合は、翌営業日に振替を行います。

3 指定預金口座の残高が振替金額に満たない場合は、お客様に通知することなくその月の振替および指定銘柄の買付を行いません。

4 複数の指定銘柄または他の口座振替契約に基づく振替日が同一の場合で、残高が総振替金額に満たない場合は、振替の優先順位は当行が決めさせていただきます。したがって、指定銘柄の一部あるいは全部について買付ができないことがあります。なお、この取扱いによって生じた損害については、当行は責を負いません。

5 振替金額は、10,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。ただし、お客様がつみたて投資枠での買付をする場合の振替金額は1,000円以上1,000円の整数倍の金額とし、かつ年間の振替金額合計が120万円を超えることとなるような振替金額の指定はできないものとします。

6 振替の開始は、申込日が1日から20日の場合は申込月の翌月から、21日から月末の場合は申込月の翌々月からとします。

### 第6条（買付の方法、時期および価額）

当行は、振替指定日（振替指定日が銀行休業日にあたる場合は、翌営業日。以下同じ。）においてお客様の指定預金口座から振替金額の引落しが成立した場合に限り、指定銘柄の投資信託説明書（交付目論見書）に定めるところ（定めがない場合は当行所定の方法）により当該銘柄の買付を行います。

2 当行は、振替指定日から起算し6日目（銀行休業日に当たるときは翌営業日）に、指定銘柄の買付の発注を行います。

3 前項の買付価額は、指定銘柄の投資信託説明書（交付目論見書）に定める価額とします。

4 第2項にかかわらず、指定銘柄に係る投資信託委託会社が買付の申込みの受付を中止または取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能になった日に買付を行います。

### 第7条（投資信託の振替および収益分配金の再投資）

本サービスに係る投資信託の振替および収益分配金の再投資は、証券振替決済口座管理規定、投資信託累積投資約款および当該投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）に定めるところにより行うものとします。

### 第8条（取引および残高の通知）

当行は、本サービスに基づくお取引の内容については、四半期に1回以上、期間中のお取引明細、お取引後の残高を記載した取引残高報告書によりお客様に通知します。お取引がない場合は、別途1年に1回以上、取引残高報告書により通知します。

### 第9条（選定銘柄の除外）

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、お客様に遅滞なく通知するものとします。

- ① 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ② 当該選定銘柄の買付口座数が当行の定める所定の口座数以下となった場合
- ③ その他当行が必要と認める場合

### 第10条（解約）

本サービスは、証券総合取引規定第15条第1項または第2項、第3項のいずれかに該当したとき、もしくは次のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ① お客様が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ② お客様が累積投資契約を解約された場合
- ③ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合
- ④ 前条の規定により指定銘柄が選定銘柄から除外されたとき

2 お客様が非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款に基づき、つみたて投資枠において本サービスを利用される場合においては、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申し出いただきます。なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みの申込者の場合）または一般口座での買付けとすることがありますが、その場合、当行は裁量により、当行の任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申し出があったものとして取扱うことができますこととします。

- ① 当該約款第13条の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日
- ② 当該約款第8条の3の規定により特定累積投資勘定が廃止される場合 特定累積投資勘定が廃止される日

### 第11条（その他）

当行は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いしません。

以上

## 特定口座約款

### 第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡等に係る所得計算等の特例の適用を受けるために、

株式会社宮崎太陽銀行（以下「当行」といいます。）に開設される特定口座（同条第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）に関する要件およびお客様と当行との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

2 前項のほか、お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるために、当行に開設された特定口座（次条第4項に定める特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることも目的とします。

3 お客様と当行の間における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款・規定によるものとします。

### 第2条（特定口座の申込方法）

お客様が、当行に特定口座の開設を申込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出いただくものとします。その際、お客様には運転免許証、住民票の写し、印鑑登録証明書、個人番号カードその他当行が必要と認める書類等の確認書類をご提示いただき、お名前、生年月日、ご住所および個人番号等につき確認をさせていただきます。

2 お客様が当行に特定口座を開設されるには、あらかじめ当行に証券振替決済口座を開設していただく必要があります。

3 お客様は、当行に1口座に限り特定口座を開設していただけます。

4 お客様が、特定口座内保管上場株式等の譲渡等による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時点で、当行に対し特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出していただくものとします。

また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡等については、お客様からその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時点で、特段のお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

5 お客様が、当行に対して次条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受ける上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定（法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において受領される場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、当該年特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申し出を行うことはできません。

### 第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、同条第4項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項および租税特別措置施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出するものとします。

2 お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。ただし、お客様が特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出される場合

を除きます。

#### 第4条（特定保管勘定における保管の委託等）

特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に規定する特定口座に係る保管の委託等がされる上場株式等について、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

#### 第5条（特定上場株式配当等勘定における処理）

第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理します。

#### 第6条（特定口座を通じた取引）

特定口座を開設したお客様が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客様から特段のお申し出がない限り、当行が定める取引を除き、原則として特定口座を通じて行うものとします。

#### 2 前項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客様については、上場株式等の取引を当該非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。

#### 第7条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客様の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等のみを受入れます。

- ① お客様が第2条に定める特定口座開設届出書の提出後に、当行で募集の取扱いにより取得した当行取扱いの上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの。
- ② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座で管理されていた上場株式等の全部または一部を所定の方法により当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受入れるもの（ただし、当行が取扱いしていない銘柄等は受入れしません。）。
- ③ お客様が贈与、相続（限定承認によるものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した上場株式等で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）が開設していた特定口座で管理されていた上場株式等、もしくは被相続人等が当行に開設していた非課税口座で管理されていた上場株式等、または被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた上場株式等で、引続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、所定の方法により当行の特定口座に移管されるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）。
- ④ お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている上場株式等の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る上場株式等の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- ⑤ お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託で、その投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除きます。）に限りします。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。
- ⑥ お客様が、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録がされている上場株式等で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受入れるもの。
- ⑦ お客様が当行に開設する非課税口座、または当行に開設する法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座で受入れされていた上場株式等で、所定の方法により、お客様が当行に開設される特定口座へ移管により受入

れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）。

#### 第8条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定には、法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の本店に係る振替口座簿に記載または記録がされているものに限りします。）の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）で同項の規定により当行が所得税等を徴収するもので、当行が当該上場株式等の配当等をその支払いをする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを受入れます。

#### 第9条（譲渡の方法）

お客様は、特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等を譲渡する際には、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本店を経由して行われる方法により行うこととします。

#### 第10条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、法令の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

#### 第11条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当行の特定口座内の上場株式等の当行以外の金融商品取引業者等の特定口座への移管、並びに第7条第2号、第5号および第6号による当行の特定口座への移管は、法令の定めるところにより行います。

#### 第12条（贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ）

当行は、第7条第3号による上場株式等の特定口座への移管による受入れは、法令の定めるところにより行います。

その際、お客様は当行に対して相続上場株式等移管依頼書等を提出するものとします。

#### 第13条（特定口座年間取引報告書の送付）

当行は、法令に基づき、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客様に交付します。また、第17条の規定により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。

2 当行は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客様へ交付し、1通は所轄の税務署に提出します。

3 前二項にかかわらず、お客様の特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求があった場合のみ、翌年1月31日までにお客様に交付いたします。

#### 第14条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得金額の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額の計算については、法その他関係法令の定めに基づき行います。

#### 第15条（源泉徴収等・還付の方法）

当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出いただいた場合には、法その他関係法令に基づき、所得税および復興特別所得税・住民税の源泉徴収および特別徴収または還付を行います。

2 前項の源泉徴収および特別徴収は、上場株式等の譲渡等の対価に相当する金額の支払いまたは配当等の支払いをする際に、その金額より差し引くことにより源泉徴収および特別徴収後の金額をあらかじめご指定いただいたお客様名義の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）へ入金します。

3 源泉徴収および特別徴収した税金について還付を行う場合は、指定預金口座へ入金します。

#### 第16条（届出事項の変更）

特定口座開設届出書の提出後に、お客様のお名前、ご住所、個人番号など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、法令の規定により、お客様は遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に規定されるものをいいます。以下同じ。）を当行に対して提出していただくものとします。その変更がお名前、ご住所、個人番号等に係るものであるときは、お客様は運転免許証、住民票の写し、印鑑登録証明書、個人番号カード等の確認書類をご提示いただき、お客様のお名前、ご住所、個人番号等につき確認をさせていただきます。

2 特定口座を開設している当行の本店の変更（移管）があったときは、法令の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行に対して提出していただくものとします。

#### 第17条（特定口座の廃止）

この約款は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約され、当該解約に伴い、お客様の特定口座は廃止されます。

- ① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受入れるべきものに限りします。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出されたものとみなします。
- ② 特定口座開設者死亡届出書（施行令第25条10の8に規定されるものをいいます。）の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。
- ③ お客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しなくなったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合。

#### 第18条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については第1条第3項の規定によるほか、法、地方税法、関係政省令および諸規則等に従って取扱うものとします。

#### 第19条（免責事項）

お客様が、第16条（届出事項の変更）の変更手続きを怠ったことその他の当行の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税法上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責任を負わないものとします。

#### 第20条（合意管轄）

お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、宮崎地方裁判所もしくは宮崎簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

#### 第21条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、または日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要かつ相当な事由が生じたときに、民法548条の4の規定（定型約款の変更）に基づき改定（付随的な事柄や手続に係わる事項は除きます。）されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、店頭表示、インターネットその他の相当な方法により周知します。

以上

## 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

#### 第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社宮崎太陽銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、法その他法令およびこの約款に定めがある場合を除き、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款・規定等並びに「NISA口座利用にあたってのご留意事項について」によるものとします。

#### 第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）

- お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の11月30日までに、当行に対して法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当行以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当行に対して法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用するまたは租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。
- ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。
- 2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当行および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
- 4 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
- ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合  
非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられていたとき
- ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合  
非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられることとなったとき
- 5 お客様が当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。
- 6 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
- 7 2023年12月31日においてお客様が当行に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当行は、お客様が2024年1月1日において、当行と租税特別措置法第37条の14第5項第1号ハに

- 定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当行に、第3項に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。
- 第2条の2(個人番号未告知口座の取扱い)  
個人番号未告知等の理由により、お客様の非課税口座に2018年以降の非課税管理勘定または累積投資勘定が設定されていない場合は、2022年1月1日に当行に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止させていただきます。
- 第3条(特定累積投資勘定の設定)  
非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。)は、2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。
- 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。
- 第3条の2(特定非課税管理勘定の設定)  
非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、第3条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。
- 第4条(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)  
非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。
- 2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。
- 3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。
- 第5条(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)  
当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。以下、「特定累積投資上場株式等」といいます。)
- ① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定非課税管理勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超えることとなることにおける当該特定累積投

- 資上場株式等を除く。)
- ② 施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等
- 2 前項に基づき、特定累積投資勘定に受け入れるつみたて投資枠に係る証券投資信託のお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいておりません。
- 3 お客様が当行において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた上場株式等について、その上場株式等に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、租税特別措置法第37条の14又は施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、又は平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書」が提出されたことと、当行の「証券総合取引約款・規定集中の「積立投信プラン」取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。
- 第5条の2(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)  
当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされるもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)
- ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)
- イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,200万円を超える場合
- ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合
- ② 施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等
- 2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。
- ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの
- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの
- イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること
- ロ 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること

#### 第6条（譲渡の方法）

非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対して譲渡する方法（買取請求）、または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本店を經由して行われる方法（解約請求）により行います。

#### 第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、当該各勘定に受け入れた後直ちに当該各勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

#### 第8条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。

- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

- ① お客様から非課税管理勘定の終了する年の11月30日までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

#### 第8条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）

本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします。

- 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

- ① お客様から累積投資勘定の終了する年の11月30日までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

#### 第8条の3（特定累積投資勘定終了時の取扱い）

本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は、第2条第3項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします（第2条第6項の規定により廃止した特定累積投資勘定を除きます。）。

- 2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

- ① お客様から当行に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

#### 第8条の4（特定非課税管理勘定終了時の取扱い）

この約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は、第2条第3項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします（第2条第6項の規定により廃止した特定非課税管理勘定を除きます。）。

- 2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

- ① お客様から当行に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

#### 第9条（累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認）

当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当行がお客様から住民票の写しその他租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
- ② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所

- 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

#### 第10条（非課税口座の開設について）

当行がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当行は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたします。

#### 第11条（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）

お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱っていただきます。その後、当行において

速やかに特定口座への移管を行うことといたします。

#### 第12条（非課税口座取引である旨の明示）

お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、または累積投資契約を締結する際に、当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。）。

- 2 特定累積投資勘定に係る累積投資契約においては、受入期間内に取得することとなる上場株式等の取得対価の合計額が、120万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。
- 3 お客様が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合に、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

#### 第13条（契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客様から法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 法第37条の14第22項第1号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第24項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）
- ③ 法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く） 法第37条の14第26項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

#### 第14条（合意管轄）

お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、宮崎地方裁判所もしくは宮崎簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

#### 第15条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、または日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要かつ相当な事由が生じたときに、民法548条の4の規定（定型約款の変更）に基づき改定（付随的な事柄や手続に係わる事項は除きます。）されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、店頭表示、インターネットまたはその他相当な方法により周知します。

#### 附則

この約款は、2024年1月1日より適用させていただきます。

以上

## 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

### 第1章 総則

#### (約款の趣旨)

**第1条** この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社宮崎太陽銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

**2** 当行は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。

**3** お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、証券総合取引規定及び同規定第2条各号に定める約款・規定等、その他の当行が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

### 第2章 未成年者口座の管理

#### (未成年者口座開設届出書等の提出)

**第2条** お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の11月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

**2** 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。

**3** お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。

#### (継続管理勘定の設定)

**第3条** 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

### (非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

**第4条** 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、当該記載又は記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。

### (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

**第5条** 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

- ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額。）を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要はありません。）
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

### (譲渡の方法)

**第6条** 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対して譲渡する方法（買取請求）、又は租税特別措置法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭の交付が当行本支店を経由して行われる方法（解約請求）により行うこととします。

### (課税未成年者口座等への移管)

**第7条** 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

- ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
  - イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管
- ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

**2** 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。

- ① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の11月30日までに提出した場合又は当行に特定口座（租税

特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいい、前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。) を開設していない場合 一般口座への移管

- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

### （非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）

**第 8 条** 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載又は記録がされる上場株式等は、その年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 16 条第 2 号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の本支店を経由して行われないものに限りま

す。）又は贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡

ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限りま

す。）による譲渡

ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡

ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡

- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第 3 項又は第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第 9 条の 8 に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れすること

### （未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）

**第 9 条** 第 7 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

### （未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）

**第 10 条** 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限りま

を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

#### (継続管理勘定等への移管)

**第10条の2** 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

**2** 前項の場合において、お客さまが、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の11月30日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。

#### (出国時の取扱い)

**第11条** お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

**2** 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

### 第3章 課税未成年者口座の管理

#### (課税未成年者口座の設定)

**第12条** 課税未成年者口座(お客様が当行に開設している特定口座又は預金口座で、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限り、以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、本条に規定する預金口座については、この約款で定められた事項と、当行預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとし、それ以外の場合については、この約款の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。

#### (課税管理勘定における処理)

**第13条** 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいい、以下第14条から第16条及び第18条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録又は金銭その他の資産の預入れは、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録又は預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等又は預入れがされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録又は預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

#### (譲渡の方法)

**第14条** 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行に対して譲渡する方法(買取請求)、又は租税当別措置法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金

銭の交付が当行本支店を経由して行われる方法（解約請求）により行うこととします。

#### （課税管理勘定での管理）

**第 15 条** 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れいたします。

#### （課税管理勘定の金銭等の管理）

**第 16 条** 課税未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れがされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の本支店を経由して行われらないものに限り。）又は贈与をしないこと
- イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡
- ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限り。）による譲渡
- ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡
- ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
- ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡
- ③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

#### （未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）

**第 17 条** 第 15 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

#### （重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）

**第 18 条** お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の 1 月 1 日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

**2** 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

## **(出国時の取扱い)**

**第 19 条** お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章（第 14 条及び第 18 条を除く）の適用があるものとして取り扱います。

## **第 4 章 口座への入出金**

### **(課税未成年者口座への入出金処理)**

**第 20 条** お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。

① お客様名義の当行預金口座からの入金

② 現金での入金（依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限りします。）

**2** お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

① お客様名義の当行預金口座への出金

② 現金での引出（窓口で行うものに限りします。）

③ お客様名義の当行証券取引口座への移管

**3** 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。

**4** お客様の法定代理人が第 2 項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。

**5** 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。

**6** お客様本人が第 2 項第 2 号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。

## **第 5 章 代理人による取引の届出**

### **(代理人による取引の届出)**

**第 21 条** お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。この場合当行は、届出された代理人に対し、当行所定の方法により、届出された代理人ご本人であることの確認、代理権の確認などをさせていただく場合があります。

**2** お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。この場合においては前項後段の規定を準用します。

**3** お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が 18 歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

**4** お客様の法定代理人以外の者が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の 2 親等内の者に限ることとします。

**5** お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が 18 歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

#### (法定代理人の変更)

**第 22 条** お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

### 第 6 章 その他の通則

#### (取引残高の通知)

**第 23 条** お客様が 15 歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

#### (未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)

**第 24 条** お客様が受入期間内に、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、その他約款等の定めにより取り扱います。

**2** お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

#### (基準年以降の手続き等)

**第 25 条** 基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

#### (非課税口座のみなし開設)

**第 26 条** 2024 年以後の各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の本支店において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。

**2** 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

#### (本契約の解除)

**第 27 条** 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国

の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。）  
租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

- ⑤ お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日
- ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

#### （免責事項）

**第 28 条** お客様がこの約款に定める手続き怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、未成年者口座及び課税未成年者口座に係る税制上の取扱い等に関し、お客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

#### （合意管轄）

**第 29 条** お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、宮崎地方裁判所もしくは宮崎簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

#### （約款の変更）

**第 30 条** この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、または日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要かつ相当な事由が生じたときに、民法 548 条の 4 の規定（定型約款の変更）に基づき改定（付随的な事柄や手続に係わる事項は除きます。）されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、店頭表示、インターネットその他の相当な方法により周知します。

#### 附則

この約款は、2024 年 1 月 1 日より適用させていただきます。

以 上